

1.保育行政の所管

- ・主に州政府のコミュニティとソーシャルサービス省(オンタリオの場合、Ministry of Community and Social Services MCSS)が実際のチャイルドケアサービスの供給及びチャイルドケアに関する水準の調査と設定をすることになっている。
- ・先住民の保育に関しては全面的に連邦政府の管轄となる。
- ・連邦政府の所得税制度を通じて保育控除(child tax benefit)が民間保育サービスを使用している親に提供される。

2.保育・幼児教育の所管の形態

- ・連邦レベルで所管分離
- ・州レベルでも所管分離が多い(例えば、一般保育はコミュニティとソーシャルサービス省の管轄となるが幼児教育は州の文部省の管轄となり、また、就労訓練に参加している母親(特に母子世帯の母親)の場合には州と連邦政府共同の労働省・技術訓練省の管轄となることもある)。

3.保育の形態

- ・カナダの保育の形態はおおまかにいえば、(1)主に低所得家庭への支援対策としての保育ソーシャルサービス、と(2)主に中層階級の共働き家庭のための教育・支援サービスとしての保育・幼児教育サービスとの2つのシステムから構成された二重構造になっている。この2つのシステムの中には様々なサービスがある。

1)保育センター (DayCareCentres)

- ・対象:5歳未満が多い
- ・保育センターには(1)公立保育センター(public day care centres)と(2)私立保育センター(private day care centres)の2種類があ

る。各センターとも障害児保育が実施されている。

- (1)公立保育センターは基本的に低所得家庭対策の一環として、所得に応じた料金で提供している。母子家庭(特に就労している母子家庭)には特別優先条件が設けられ、彼等及び低所得家族の場合には大多数が保育料が公費負担となる。これらの保育センターは州政府、市の政府、及び地方自治体などの様々なレベルの政府機関によって設立されているが、市と地方自治体によって設立されている場合が多い。保育センター及び定員の数は利用者数と比較すると圧倒的に不足している。従って、入所期待リスト(ウェイティングリスト)が非常に長いことが特徴である。入所方法としては親がその市・地方自治体範囲内にある保育所と直接契約をする。また、保育センターの規模も日本と比較して極めて小規模である。ほとんどの保育センターの定員は30人ほどである。

- (2)私立保育センターは主に中層階級の共働き家庭を対象とした教育・育児支援サービスである。これらの保育センターはいずれも公立保育センターと同様に州政府の認可を受けなければならない。したがって、私立、公立とも政府の保育基準(例えば、保母配置、施設の整備と環境の最低基準、必要なスペースなど)にそわなければ法律上サービスを提供をすることができない。私立保育センターの入所に関しても、公立保育センターと同様に親が直接保育所と契約する。保育料は民間セクターであるので保育所が設定し、原則として全額保護者負担となる。しかし、保護者は現在、子ども一人につき、年間最大8、

000ドル(約68万円)まで保育料を所得税から控除することができる。私立保育センターはあくまでも民間セクター保育サービスであるので、保育料は極めて高額であるが、その反面利用者の要求及びニーズに対して非常に弾力的に対応できる。入所期待リストは公的保育センターと比べて圧倒的に低く、また、保育内容も最近では特別な乳幼児教育(Special Early Childhood Education)等を強調した保育サービスも供給している。

たまに、市・地方自治体によっては公立保育センターの定員席が不足している理由で従来公立保育センターに所属するべき母子及び低所得家庭の子どもを私立保育センターに入所させる場合もある。この場合、市・地方自治体が公費を使って保育料を全面的に負担することとなる。

保母配置:公立・私立とも同様に州政府の水準にそわなければならない。州の制度的違いで場合によっては、0から2歳までは1:1から3:1、2歳から3歳までは4:1から8:1と非常にばらつきが大きい。保育者の資格はまちまちだが、最近では乳幼児教育(Early childhood education)または乳児保育(child care certificate)(短大レベル)の資格が一般的になっている。

実際、保育センターのような施設の保育はカナダではあまり大衆的では無く、保育形態としては現在の保育サービスの約1割程度にしかたっていない。カナダで一般的に一番活用されている保育形態は家庭的保育、特に保育ママを中心とした保育サービスが全体の約8割近く閉めている。その他にも、親の共同保育(coop day care)やナニーさんによる保育など、少数ではあるが最近目立ってきている。

2)家庭的保育(保育ママ)

現在カナダで一番広く活用されている保育形態である。保育ママとは自宅で近所子どもを保育するサービスで、基本的にはそのサービスを地方自治体に登録する必要性がある。登録したら、地方自治体から保育基準(特に自宅のスペースと保育環境)に関する検査が行われる。保育基準に達し、地方自治体に登録したら、毎月、定期的に地方自治体のコンタクトが訪問し、図書やおもちゃの交換サービス、保育の指導及び相談などに対応してくれる。要するに、コンタクト訪問は孤立しやすい保育ママの保育状況を確認すると同時に保育に関する支援とサポートをもする役割を果たしている。現在、カナダでは特に3歳児未満の親の中で保育ママを活用する傾向が強い。この原因には、多くの親が子どもが小さい内はもっと家庭的な環境で子どもを見てほしいというようぼうがあるそうである。保育ママの資格はまずまずであるが、多くは今まで子どもを育てた経験があり、近所で信頼されているおばさんが多い。ほとんどの保育ママは子どもの年令に応じて3人から5人ぐらいの子どもを保育している。中には3人以下の場合もある。親は保育ママと直接契約し、保育料も保育ママと交渉する。保育ママに支払った保育料は領収証の提出により、所得税から年間1人の子どもにつき、8,000ドルまで控除できるが、中には両者の経済的利益を計算して、両者とも収入と消費を申告しないケースもある。これが、現在の保育ママの保育形態の問題の1つでもある。

3)親の共同保育 (Coop Daycare)

親の共同保育は近所の親がグループとして共同にお互いの子どもを組織的に保育するしすてむである。親の共同保育を形成するには数人の親が一つの共同団体として組織をつくり、市・地方自治体に申請しなければ

ならない。申請が受け入れられたら、場合によっては市・地方自治体から保育サービスを提供するのに必要な補助金または施設、指導、図書やおもちゃの交換サービス等の様々なサポートサービスの供給が可能になる。親は共同団体の枠組みを通じてお互いの子どもを保育する仕組みになっている。この保育体制は特に専業主婦、専業主夫をしている親に人気が高いようである。

4) 幼児教育

近年、カナダでも保育学校(Nursery School, Preschool, Playgroup)が特に中層階級の家族の間で好評である。これは主に、幼稚園入園(5歳)前の1年通園することが多い。基本的には、週数日間で午前または午後の半日利用に限られている。最近では、Wardorf School, Montesaury School,及び、French / English Immersion School等といった特別初期乳幼児教育を中心とした保育学校が人気を呼んでいる。これら保育学校の教育費も所得税の控除の対象となる。

幼稚園(kindergarten)は現在、主に4歳児と5歳児を対象としている。幼稚園はほとんどの小学校に設置されており、州政府の文部省の管轄になる。基本的には週5日の通園で午前または午後の半日利用である。

4. 保育所等の状況

1990年の統計によれば、6歳未満の児童の内、43%は家庭的保育(保育ママ、ナニーさんによるケア、またはベビーシッターさんによるケア)を受けている。保育センターで保育されている子どもの割合は、0-3歳児の内、11%、3歳-6歳児の内、31%。

5. 育児休業制度

ケベック州では1979年から州公務員に産後20週間の有給出産休暇が確保されている。

これは、ケベック州の全就労女性の2.5割に影響している。この原因で母親の出産休暇の拡大と休暇中の給料の確保が次々と他の労働組合の運動に取り組みられ、1990年には同じような母親の出産休暇がほとんどの労資契約の中に踏み込まれている。

育児休業制度も州別で多少異なるが、連邦政府の労働法では1985年の見直しによって、今まであった、母親の17週間の出産休暇のうえにさらに24週間の親の育児休暇が追加され。これは親の育児休暇であるので母親または父親のどちらかが取れる。そして、1990年の失業保険制度の見直しにより、前までの15週間の出産休暇中の給料の支給に、さらにもう10週間の給料の支給が追加される(これで、全体25週間の出産・育児休暇における給料の支給が法律上保証される。)